

## ★時間外労働上限設定コース

国会で審議されている「働き方改革」法案。時間外上限規制が早く通過してほしいですね。時間外上限の設定を行う中小企業に支給される助成金が拡充予定です(来年度は予算要求額も大幅増になっています)。

【対象となる中小企業事業主】(①②共に満たすこと)

- ①時間外労働が月 80 時間(休日労働含む)・年 720 時間超の特別条項付き 36 協定を締結し、当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者がいる。
- ②時間外労働が月 80 時間(休日労働含む)・年 720 時間以下の特別条項付き 36 協定を締結し、当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者がいる。

【助成率】

・労働能率の増進に資する設備・機器の**経費の 3/4**  
(従業員 **30 名以下は 4/5**)

- ① 36 協定を上限月 45 時間・年 360 時間以下に設定  
⇒**上限額 150 万**  
イ)月 45 時間～60 時間以下⇒**上限額 100 万**  
ロ)月 60 時間を超え 80 時間以下・720 時間以下  
⇒**上限 50 万**
- ② 36 協定の上限を月 45 時間・年 360 時間以下に設定  
⇒**上限 100 万**
- ③ ①又は②に加え、週休 2 日制とした場合加算  
⇒4 週当たり、休日数 4 日増 **100 万**、3 日増 **75 万**、  
2 日増 **50 万**、1 日 **25 万**

※**上限額の合計は 200 万**まで

## ★セクハラで社長も辞任

大手ハム会社の前執行役員が昨年空港ラウンジで航空会社の女性従業員に性的な内容を含む不適切な発言をしていたことが分かった。前社長も現場に同席していたとして、二人は 1/29 付けで辞任し、会社は「一身上の都合」と説明していた。航空会社から指摘され、社内調査で事実が判明、処分が決定する前に前社長と前執行役員から辞任の申し出があったようだ。会社は、今後は、コンプライアンスの強化に努めるとしている。

※今までは許されることとされていたかも知れませんが、これからは偉い方とはいえ、注意してください。

## ★待遇格差「不合理」判断は？

正社員と同じ仕事なのに手当等に格差があるのは違法だとして、日本郵便の男性契約社員 8 人が約 3,100 万円の支払いを求めた訴訟の判決が 21 日大阪地裁であった。

判決は、扶養手当、住居手当、年末年始の勤務手当を支給しないのは不合理な労働条件の相違だとして、同社に約 300 万円の賠償を命じた。

2013 年施行の改正労働契約法は、正社員と非正社員の間で、業務内容や責任の程度、配置転換の有無などを考慮した上で不合理な待遇格差があってはならないと定めている。

## ★国保保険料負担地域拡大

国民健康保険は自営業者や農家が入る健康保険で千葉県内は約161万人が加入している。現在は市町村が運営しているが、保険財政の健全化を目的に4月以降は都道府県に主体が移る。

各市町村の標準保険料の算定に際し、県は所得水準の高い地域の負担割合を高め設定した為、高所得の住民が多く暮らす県北西部は上昇し、県南部や外房地域は大幅に安くなる傾向が顕著に表れた。

(年額)

保険料が下がる自治体	① 鋸南町	▲25,621	保険料が上がる自治体	① 浦安市	3,495
	② 大多喜町	▲18,145		② 松戸市	2,852
	③ 匝瑳市	▲17,375		③ 市川市	2,762
	④ 多古町	▲15,956		④ 千葉市	2,759
	⑤ 横芝光町	▲14,889		⑤ 流山市	2,753
	⑥ 芝山町	▲13,041		⑥ 酒々井町	2,708
	⑦ 長生村	▲12,527		⑦ 市原市	2,687
	⑧ 九十九里町	▲11,430		⑧ 船橋市	2,682
	⑨ 白子町	▲11,039		⑨ 柏市	2,671
	⑩ 一宮町	▲10,545		⑩ 四街道市	2,669



沈丁花(じんぢょうげ)